

# 岐阜県公報

第 二 百 八 十 一 号  
令 和 四 年 三 月 十 一 日  
(金曜日)

## 目 次

### 公安委員会規則

射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等の所持の許可の期間及び教習資格認定証の有効期間並びに銃砲所持許可申請書等の提出部数に関する規則の一部を改正する規則

(生活安全総務課) 一一一<sup>ページ</sup>

### 告 示

牛のヨ―ネ病の検査の実施

(家畜防疫対策課) 一一二

死亡牛の伝達性海綿状脳症の検査の実施

(同) 一一三

牛のアカバネ病の検査の実施

(同) 一一三

豚のオ―エスキー病の検査の実施

(同) 一一三

豚熱の検査の実施

(同) 一一四

アフリカ豚熱の検査の実施

(同) 一一四

蜜蜂の腐蛆病の検査の実施

(同) 一一四

豚熱の予防注射の実施

(同) 一一五

道路の供用開始

(道路維持課) 一一五

都市計画学校事業の認可

(都市政策課) 一一六

### 公安委員会規則

射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等の所持の許可の期間及び教習資格認定証の有効期間並びに銃砲所持許可申請書等の提出部数に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十一日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第二号

射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等の所持の許可の期間及び教習資格認定証の有効期間並びに銃砲所持許可申請書等の提出部数に関する規則の一部を改正する規則

射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等の所持の許可の期間及び教習資格認定証の有効期間並びに銃砲所持許可申請書等の提出部数に関する規則(平成四年岐阜県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

題名中「射撃競技用けん銃」を「射撃競技用拳銃」に改める。

第一条の見出し中「射撃競技用けん銃」を「射撃競技用拳銃」に改め、同条第一項中「けん銃又は空気けん銃」を「拳銃又は空気拳銃」に改め、同条第二項及び第三項中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

第三条各号を次のように改める。

- 一 施行規則別記様式(以下「様式」という。)第一号 銃砲刀剣類製造等届出書 一通
- 二 様式第二号 人命救助等に従事する者届出書 一通

- 三 様式第四号 使用人届出書 一通
- 四 様式第六号 銃砲所持許可申請書 一通
- 五 様式第六号の二 クロスボウ所持許可申請書 一通
- 六 様式第七号 刀剣類所持許可申請書 一通
- 七 様式第八号 技能検定申請書 一通
- 八 様式第九号 猟銃等所持許可更新申請書 一通
- 九 様式第九号の二 クロスボウ所持許可更新申請書 一通
- 十 様式第十号 教習資格認定申請書 一通
- 十一 様式第十一号 練習資格認定申請書 一通
- 十二 様式第十一号の二 クロスボウ射撃資格認定申請書 一通
- 十三 様式第十九号 講習受講申込書 一通
- 十四 様式第二十一号 講習修了証明書等書換申請書 一通
- 十五 様式第二十二号 講習修了証明書等再交付申請書 一通
- 十六 様式第二十五号 技能講習受講申込書 一通
- 十七 様式第二十八号 許可期間延長申請書 一通
- 十八 様式第三十四号 銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書 一通
- 十九 様式第三十五号 銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書 一通
- 二十 様式第三十六号 銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書 一通
- 二十一 様式第三十七号 許可事項抹消申請書 一通
- 二十二 様式第三十九号 銃砲等又は刀剣類返還申請書 一通
- 二十三 様式第四十一号 射撃指導員指定申請書 一通
- 二十四 様式第四十四号 射撃指導員指定申請書記載事項変更届出書 一通
- 二十五 様式第四十五号 教習射撃場指定申請書 一通
- 二十六 様式第四十七号 教習射撃指導員選任等届出書 一通
- 二十七 様式第四十九号 教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出書 一通
- 二十八 様式第五十二号 教習用備付け銃等届出書 二通
- 二十九 様式第五十三号 教習用備付け銃等変更届出書 二通
- 三十 様式第五十七号 練習射撃場指定申請書 一通
- 三十一 様式第五十九号 練習射撃指導員選任等届出書 一通
- 三十二 様式第六十四号 年少射撃資格認定申請書 一通
- 三十三 様式第六十六号 年少射撃資格認定証書換申請書 一通

- 三十四 様式第六十七号 年少射撃資格認定証再交付申請書 一通
  - 三十五 様式第六十八号 年少射撃資格講習受講申込書 一通
  - 三十六 様式第七十号 保管業届出書 二通
  - 三十七 様式第七十一号 保管業廃止届出書 一通
  - 三十八 様式第七十七号 準空気銃製造等届出書 二通
  - 三十九 様式第七十八号 模造拳銃製造等届出書 二通
  - 四十 様式第七十九号 模擬銃器製造等届出書 二通
- 附則  
この規則は、令和四年三月十五日から施行する。

告 示

岐阜県告示第九十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のヨ―ネ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛のヨ―ネ病の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
<p>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後百八十日未満のものを除く。）</p> <p>2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後百八十日未満のものを除く。）</p>	<p>岐阜市、高山市、各務原市、瑞浪市、恵那市、可児市、山県市、本巣市、海津市、本巣郡、養老郡及び加茂郡</p> <p>大垣市、高山市（一之宮町、久々野町及び朝日町</p>

<p>3 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛</p>	<p>に限る。)、関市、中津川市、美濃市、羽島市、飛騨市、郡上市、下呂市、羽島郡、安八郡及び揖斐郡</p>
<p>1又は2を実施する区域</p>	

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定するコウネ病の検査方法による。

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第九十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり死亡した牛の伝達性海綿状脳症の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

二 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定す

る伝達性海綿状脳症の検査方法による。

五 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第九十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のアカバネ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

牛のアカバネ病の発生予察のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

越夏していない牛（原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

中和試験

五 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚のオースキー病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 実施の目的  
豚のオースキー病の発生予防のため
- 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
繁殖豚、繁殖候補豚その他家畜保健衛生所長が必要と認める豚
- 三 実施する区域  
県内全域
- 四 検査の方法  
エライザ法、ラテックス凝集反応法又は中和試験
- 五 実施の期日  
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百一十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 実施の目的  
豚熱の免疫付与状況の確認のため
- 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
豚及びいのしし（家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く）
- 三 実施する区域  
県内全域
- 四 検査の方法  
豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）に定める検査方法による。
- 五 実施の期日  
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百一十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりアフリカ豚熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 実施の目的  
アフリカ豚熱の発生予防のため
- 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
豚及びいのしし
- 三 実施する区域  
県内全域
- 四 検査の方法  
アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）に定める検査方法による。
- 五 実施の期日  
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百一十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり蜜蜂の腐蛆病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 実施の目的  
蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため
- 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜峰（家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査

五 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり豚熱の予防注射を実施するので、同条第二項において読み替えて準用する同法第五条第二項の規定により告示する。

令和四年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 実施の目的

豚熱の発生予防のため

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのしし（高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししその他の予防注射を実施する必要がない豚及びいのししとして知事が認めるもの並びに知事認定獣医師により豚熱の予防注射を実施する豚及びいのししを除く。）

四 実施の期日

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射法

岐阜県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年三月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
県道	坂富祝加線			一四六・〇	令和四・三・二	平成二六・八・八
						加茂郡坂祝町黒岩字北ノ前八六五番一地从先から同郡同町同字村前三六四番一地先まで

岐阜県告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年三月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）

県道	福白 岡川線	加茂郡白川町黒川字餅小屋四〇七四番一 地先地内	一四・八	令和 四・三・一	平成 三〇・一・二五
----	-----------	----------------------------	------	-------------	---------------

岐阜県告示第七七号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、各務原都市計画学校事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称  
各務原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
各務原都市計画学校事業 二十五号 特別支援学校
- 三 事業施行期間  
令和四年三月十一日から  
令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地  
収用の部分 岐阜県各務原市鷺沼羽場町二丁目地内  
使用の部分 なし

令和四年三月十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社